

岐阜県福祉サービス第三者評価事業評価結果表

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 岐阜後見センター

②事業者情報

名 称： 岐阜県立幸報苑	種別： 障害者支援施設
代表者氏名： 藤 井 俊 朗	定員（利用人数）： 50 名
所 在 地： 山県市大桑3606番地	TEL： 0581-27-3508

③総 評

◇特に評価の高い点

岐阜県立幸報苑は昭和58年に比較的軽度な障害を持った方を対象に入所して就労を行うことを目的とした県立の身体障害者入所授産施設として開設された。しかし現在は指定管理者・岐阜県福祉事業団が運営する新体系下の指定障害者支援施設となり、利用者の障害の重度化も進行している。

緑の山々を周囲に望むこの地域には、当施設の他にも、同じく事業団が運営する障害者支援施設や近隣に高齢者施設、児童施設、知的障害者施設等があり、福祉施設群を形成していて、その連携も良好とのことである。例えば、地域懇談会において施設間の話の中から実現したコミュニティバスの路線の引き込みの事例があり、利用者の活動範囲を拡げ、余暇開発の促進につながっている。

当苑が掲げる基本方針の要旨は、①利用者の権利の尊重と生活の質の向上支援②今ある能力を最大限に発揮できるように自立に向けての支援③安心・安全であるとともに教養・娯楽に親しみ、生きがいある生活に向けた支援④地域生活を可能にするエンパワメント支援、であるが、障害者支援の方向性が入所支援から在宅支援に移行しつつある今、当苑においても地域移行支援のあり方は課題の一つである。一方で利用者の方々の高齢化・重度化の進行から、介護ニーズの増加が予測されるため、それに備えて職員のスキル向上や施設整備の充実等、人的・物的両面での環境整備も課題に挙げられる。

今後の支援の大きな方向性として、私たち誰もが判断能力を持ち、自己決定をしていることと同様、利用者の判断能力を尊重し、利用者の自己決定の意思を結果として奪ってしまわないように、利用者の潜在的に持っている力を引き出し、「自己決定ができる支援」を目指すこととしている。利用者の自立に向けての支援は、本人のディマンドを支援し続ける行き届いた支援とは違い、本人のみならず家族等の理解を得ることも難しいと思われるが、利用者にとって何が必要かをアセスメントし、支援していこうとする姿勢を評価したい。周りの施設へも良い影響が与えら

れると思われる。

◇改善を求められる点

建物のハード面から言えば、利用者のプライバシーに配慮した生活環境が提供されているとは言い難い。利用者がプライバシーを保てる環境を整えることでプライベートな生活時間を増やし自己管理能力を養うことができる。また、利用者と職員が個々にコミュニケーションをとる機会が増えることとなり、利用者一人ひとりの個性に配慮した自立に向けての支援の達成につながっていくと思われる。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

施設の状況を理解しつつ利用者の立場に立って評価していただき、今後の参考になりました。評価結果及びアドバイスを基に、利用者の生活がより豊かなものとなるよう、できることから順次取り組んでいきます。

⑤評価細目の第三者評価結果（別添）